

令和5年度福岡県農林水産業振興審議会議事録

日時：令和5年11月10日（金） 13:57～15:25

場所：吉塚合同庁舎7階 特別第6会議室

（企画監）

それでは定刻よりやや早うございますが、皆様お集まりですので、ただいまから、令和5年度福岡県農林水産業振興審議会を始めさせていただきますと思います。

ここで本会議の定足数についてご報告申し上げます。本日は、委員17名のうち13名の委員の皆様にご出席いただいております。過半数の出席により、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

〔 中略 〕

（企画監）

それでは審議会規則第6条第2項によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（会長）

先ほど、冒頭のごあいさつで、今日の議題にもありますが、気象災害等による農林水産業への被害といった話が出ておりました。

私も先だって、ある米に関する会議に出ておまして、そこでは作況指数は全国で100だという話でしたが、ちょうど私の目の前に、新潟の生産法人の経営者がおられまして、非常に大きなダメージを受けたということでした。ただ、これに関しては、新潟もそうだし、他の地域も同様だということですが、例えば、1つの県、エリア、その中でも、かなり集中的に局地的な何か被害を受けるといったケースが、昨今は非常に多いということです。全国の100という数字はもちろんなのですが、都道府県レベルでの作況指数というものを、これをいわゆる平均の数字で評価してもらおうと非常に困ると、そういった声も出ておりました。これほど自然災害といったものが、気候変動を背景にして、いろんな形で、広範囲にかつ局地的に出ているというのを知り、感じているところでございます。

生物産業、第一次産業ですね、非常にづらい立場にあるところではございますが、これからこういったリスクにどう対応していくかということも、ぜひ考えていかなければいけないのではないかと、というふうに思っております。今日の白書の審議、あるいはそのあとの被害状況、あるいは復興に向けての報告でもですね、そんな点が出てくるのではないかと思いますので、どうぞ慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、私の方から、本審議会の部会がございまして、その部会の開催状況の報告をいたします。参考資料1、「福岡県農林水産業振興審議会部会の開催状況」がございまして、これ

をご覧ください。令和5年の1月26日に生産振興部会を開催いたしました。農林業総合試験場が実施をいたします、作物分野の試験研究について、試験研究の推進目標を重点研究課題、現在実施しております研究課題等について審議を行いました。その結果、試験研究をこのまま継続すべきという判断をいただいているところでございます。私も参加しておりましたが、審議活発な質疑、ご意見等も出ていたところでございます。

それでは議事の中身に入ってまいりたいと思います。まず本日の議事の1番目でございます。「令和4年度農林水産白書」についてでございます。資料は1でございます。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局から資料1を説明)

(会長)

ありがとうございました。白書について概要の報告をいただきました。それでは、委員の皆様から、いろんな観点からでも結構でございます、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(委員)

本日の説明をうかがい、また白書を拝見して、昨年度も県庁農林水産部の職員、お一人お一人が日夜奮闘されて施策を実施し、県内の農林水産業が発展している状況をよく理解できました。本日は、鳥獣害、ワンヘルス認証制度、農福連携（農業と福祉の連携）の3点について、コメント申し上げます。

まず鳥獣被害対策についてです。この面でも、福岡県では、包括的な特定鳥獣管理計画が策定され、農作物被害額が年々減少していることは素晴らしいと思います。他方、昨今メディアでも、全国的なクマ被害が報道されていますが、福岡県内の住宅地でも、イノシシ・サル等が出没しています。鳥獣問題は、もはや農作物被害対策にとどまらず、5頁に示されたような、緩衝林・緩衝帯を設けて、人間と野生動物が、棲み分けて共生していく対策を講じる必要性が高まっていると考えます。その際、農村集落住民のマンパワーは減少していくので、緩衝林などとあわせて、例えばフットパスを整備して、積極的に都市住民にも、楽しみながら人間の生活圏防衛に貢献してもらえればとも考えます。

次に、まさに人と動物の健康と環境の健全性を1つと捉え、一体的に守っていくワンヘルスの理念を、人々の日々の消費行動に落とし込む、ワンヘルス認証制度についてです。個人的には、地域で生産されたものを食べましょうという消費促進から、いわゆるエシカル消費に転換していくものだと捉えています。例えば、先ほどの鳥獣害対策も、「人と動物の共生社会づくり」というワンヘルスの4つめの柱の取組になりますが、消費者も、生産者が、美味しく新鮮な農産物の生産だけではなく、このような取組を加えて自分たちの社会を守ってくれているんだと理解して、選択してくれるようになると素晴らしいと期待しています。

最後に、農業と福祉の連携、「農福連携」についてです。先月、本学で、日本農福連携協会の皆川^{みながわよしつぐ}芳嗣会長をお招きして、「農福連携は日本を救うか？」という講演会を開催しました。その夜、懇親させていただく中で、「福岡県で農福連携の取組はどうですか」と聴かれ、調べてみると、専門家派遣、研修会開催、農業大学校での障害者の農業体験、農福マルシェなどを実施されていることを知りました。皆さまご案内の通り、SDGsの基本理念は「誰一人取り残さない」です。国民の約8%が何らかの障害を抱えているとされ、福岡県内にも相当数いらっしゃいます。障害の種類・程度次第では、作業を細分化すると、健常者よりもむしろ丁寧な仕事をしてくれますし、例えば農作業が精神機能に与える効果を検証した学術的な成果なども出てきています。農福連携を面的に広げていく、1つのアイデアですが、障害者雇用の促進が期待される大手企業などへの働きかけも効果的ではないかと考えます。事実、コロナ前に、本学のあるセミナーにご参加いただいた、ある企業の方と名刺交換した際に、農福連携の進め方を学びたいと相談されたので、わが国で最も知見のある研究者を紹介したところ、すぐに東京に会いに行かれ、間もなく、会社として農福連携の特例子会社を設立する方向で検討することになったとご連絡いただきました。残念ながら、その後のコロナで断念されたそうですが、ニーズは大いにあるように感じています。農業経営はリタイアしたけども、経験も技術もある高齢農業経験者も、こうした特例子会社では、インストラクターなどとして活躍の場がありそうです。

以上、意見ですので、回答いただく必要はありません。

(会長)

はい、ありがとうございます。3点にわたって、鳥獣害、ワンヘルス、農福連携ということでコメントいただいたところでございます。質問ということではありませんが、もし何か施策面で、コメントがあればお願いいたします。

(農林水産政策課)

農林水産政策課でございます。ご意見ありがとうございます。いただきましたご提案、アドバイスにつきましては、これから施策を検討する際に、非常に参考になりますので、勉強しまして今後に生かしていきたい、というふうに思っております。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

3点質問させていただきます。まず、概要のところの7ページの林業について、生産量が増加したっていうのは非常にプラスだと思うのですが、それが主に主伐になってきているということで、主伐の場合、伐採の仕方によっては災害リスクを高める、そういったこともあります。その主伐の方法で何か考えてやられてることがあれば教えてください。また、全国では、主伐した後の再生林率が約3割ということで、資源の持続性という点で非常に問題になっていますが、福岡県の場合には、再生林率って

うのは何%ぐらいであるのか、また、目標値があれば教えていただきたいということが、1点です。

それと、4ページ目のところのワンヘルスの森についても、農と林業が連携しながら1つのフレーズで推進されていることはとても良いことだと思いました。このワンヘルスの森において、どうしても高齢の方が対象になるのかなと、お聞きして思ったんですけども、年齢構成が分かったら教えていただきたいです。近年、若い人たちが最近のスポーツ、例えばトレイルランとかですね、そういった森を活用した、スポーツレジャーっていうことに、非常に関心を寄せていますが、そういった方面での取り組みが、あれば教えていただきたいというのが2点目です。

また、3点目は、これは林業だけにかかわらないのですが、ワンヘルス認証制度という中に、環境保全という面も視野に入れて、そこも指標になっているというご説明でしたが、農林産業というのは、光合成をして、二酸化炭素を吸収するっていう側面もありますが、排出源ともなっているのです、その排出削減目標だとかそういったものがあれば教えていただきたいと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。ではご質問ということで、お願いいたします。

(林業振興課)

林業振興課でございます。1点目の再造林率でございますが、主伐の量は約24万立米でございます。主伐の面積というのは統計上出ておりませんが、1ヘクタール当たりの生産量はスギの場合で500立米程度でございますので、主伐24万立米において面積に換算すると、480ヘクタール程度だと思われまます。それに対して昨年度の造林面積は、同様の面積となっておりますので、概ね切って植えるというのは進んでいるのではないかと考えております。

それから、ワンヘルスの関係でございますけど、スポーツレジャーいわゆるトレイルランという話がございますが、このワンヘルスの森で進めておりますのは、いわゆる森林浴でございます、自然の中で、生き物のすみかとなる森林の状況を実感していただいて、人と動物と環境の健全性いわゆる生態系を1つのものにとらえ、健康を守っていく、そういったことを実感していただくということを進めております。この森林浴は今年の1月から開始しており、9月末までの間で、249回行われまして延べ約1,500の方が参加されているという状況でございます。スポーツというよりは森の中で森林浴を通じてワンヘルスを実感していただくというそういった取り組みを今進めているところでございます。

また、災害リスクへの対応でございますが、主伐を進めるということになりますと、一方で森林の保全というのが、同時に必要になってまいります。このため、県では、国のガイドラインに基づきまして、林地の保全に配慮しながら伐採や、木材搬出を行うよう、森林組合等に対して指導を行っているところでございます。

そして、特に木材生産を行う際に林地を傷めやすい作業が、伐採した木材の搬出作業でございますので、そういった面で林地の保全に配慮した道づくりということで、林業従事者に対しまして、傾斜や起伏に合わせた開設ルートですとか、排水機能を高めるための木製横断溝の設置方法など、そういったものを学んでもらうための研修会を実施しているところでございます。以上でございます。

(食の安全・地産地消課)

食の安全・地産地消課でございます。最後のワンヘルス認証制度、二酸化炭素排出量の削減目標ですが、この制度の中ではですね、具体的にどこまで下げるといふ数値の目標はありません。

ただ、国ではみどりの食料システム、いわゆるみどりの食料システム法の中で、2050年度までに、実質二酸化炭素排出量ゼロとか、化学肥料の使用量30%減とか、そういう目標はあるので、それに少しでも近づくように、たい肥の施用とか有機質の施用、こういったところを認証の要件にしておりますので、こういったところで、二酸化炭素排出量の削減に少しでも寄与できればと思っております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。委員お二人の手が挙がりまして、よろしければお二人続けていただいて、まとめて回答いただくということにしたいと思っております。

(委員)

1番目の「マーケットインの視点で」ということで、私もマーケティングの研究をしておりますので、非常にこの視点は大事だなと思っておりますので、これが取り上げられていることに感銘を受けているのですが、作ったものを売るのではなく、売れるものを作ると。そういった視点の転換ということで、なかなか農林水産業は工業製品ではないので難しいところがあると思うのですが、主に内食は10兆円ほど、中食・外食は最終消費支出額で73兆円ほどということで7倍の差があるということで、もちろん内食も大事ですが、中食や外食にも視点を当てられると読めたので、そういったところもあるのでしょうか。

また、八女茶等でお茶の入れ方だとか、そういった体験型のイベントをされてらっしゃると、そういったことが非常に消費者にとって有効なことだと思っておりますので、「ものプラスこと」で、認知を高めていっていただきたいなと思っております。

最後に、「選ばれる福岡県に向けてブランド力を強化」というところで、圧倒的にあまおうが、ブランドとして確立して、全国的に海外でも認知を高めているのですが、そういう部門別、最終目標としては20品目ブランド化が書いてあったと思うのですが、そういった品目の目標と他に、例えば部門ごとにエース的なところを育てるといふ戦略を持っていらっしゃるりとか、和牛やはかた地どり、お茶やお米、大豆などがありますが、各分野を網羅するんだという考え、そういう、将来を見据えてのブランド化のビジョンっていうか、やっぱり限られたお金と時間なので、選択と集中ということが不可欠だと思いますが、何かそういうビジョン的なものがあれば、教えていただきたい。

それと、やっぱりブランドは消費者が認知をして、良いと思ってもらって初めてブランドになるので、そういった認知度の調査や計画、はかた地どりをどれぐらい福岡県の人知っているのか等、そういう認知度の調査のご計画について、何か参考になるものがあれば教えてください。

(委員)

私は日頃から農業をやっております。こういった、県の中で、農業、それから水産、林業といった形でご審議していただけていることを、現場で農業やっている者からすると、大変嬉しゅうございます。

2つほど、ちょっとお聞きしたいのですが、3ページの新規就農者は6年連続で500人だったということで、これは農業をやっている者からすると、大変嬉しゅうございます。実は、私どもの地区で、米、麦、大豆を中核的な20ヘクタールほど栽培されている農家の方がいらっしゃいますが、その方が急に「辞める」と、離農されまして、これは困ったなあということがありました。今後、20ヘクタールもの農地を誰が作るかっていうことで、新規就農者の方がいないか、JA、普及センター等の関係機関と、3、4回集まりまして、協議をすることがありました。5ヘクタールずつ、近隣の農家さん、法人さん、そういった方をお願いをして、何とか解決したっていうところが現状でございます。

ただ、私ども農業をやっている人間の年齢を考えますと、私たちは団塊の世代で、今現在75、6歳、まだ現役でバリバリ農業をやっておられます方も多くいらっしゃいますが、私どもの先輩については、今後、リタイアが増えてくると思います。そういった時に、県として、フォローアップというか、普及センターとか様々な機関がございますので、そこでクリアにできる部分もあろうかと思えます。新規就農者を増やすことも良いのですが、その辺のマニュアルみたいなものを作成していただけないかと。いずれ、県下の他地域で、そういう事例が発生すると思えますので、その辺、よろしく願いをいたします。

それから先程、鳥獣被害ということで、私のとこの地域もイノシシ、カモの被害がありますが、特にこれからカモが大量に飛来します。来るのは、景観的にも大変きれいで良いのですが、隣接している農地のブロッコリー、キャベツに食害が出ております。それが1、2羽ならいいんですけど、100羽とか、200羽とか、場合によっては、一反のブロッコリーの畑がもうほぼ全滅というような被害が、昨年も起きました。おそらく、本年もそういった被害が発生するんじゃないかということで、大変危惧しております。そういったところも対策等をお願いしたいと思えます。

それからイノシシにつきまして、彼らも食べなきゃ生きていけませんので、当然、学習しております。息子が箱わな免許を取得しており、なるべく獲って駆除しようということでやっておりますが、檻の中にエサをやっても、罠の確認をするんですよ。要は腹とか、おしりの方でポンと叩いて、箱罠が落ちるか、落ちないかっていうところまで確認をして、それから食べるっていうような形です。かなり学習が進んでいるよねということで、同じ猟友会の人と話をしたりすることもあります。

それから現在、メッシュ柵というものもございますので、そういったものも使っておりますけども、地盤の柔らかいところから、メッシュ柵の下を掘って中に侵入し、作物を食害するといったこともあります。おそらく、これも動物の方が学習をしてきたことによる事例だと判断をしております。そういったこともございますので、メッシュ柵は国の方が事業を止めるというような話を伺っております。これからも、山のイノシシが生息しているエリアに、太陽光パネルなどを設置することで、イノシシが人の生活圏下りてくる事例も増えるのだろうと思えます。

また猿などは、一度、人を襲うようなことを身につけると、ずっと続けていくだろうと思えますので、その辺も何か対策をしていただきたいなということで、本日はお願いをしたいと思います。

それからもう1つ。新規就農者も当然、集約的なイチゴとか、ハウス園芸で生計を立てようということ、頑張っておられると思います。中には、土地利用型の大規模な面積で、経営を安定させようというような形もあるかもしれません。ただ、現在、基盤となるほ場が小さいために、それが効率の低下、悪化を招いているというのが、現状だろうと思います。そういったところは、地主さんが高齢のため亡くなったとか、相続をされるとか、そういった事例が発生しておりますので、農地っていうものに対する考え方が変わってきているのが現状だと思います。ですので、私どもが考えているのは、中間管理機構という大きな機関で農地を集められて、それを新規に農業やりたい、土地利用型でやりたいという方に、配分するといった、そういう方策を今後、考えてほしいということでもよろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりました。すみません。

(会長)

はい、ありがとうございました。それではまず、マーケット関係のお話から回答お願いいたします。

(園芸振興課)

園芸振興課でございます。まず、お話がありました中食外食の視点ということですが、私ども園芸振興課の方では、一般的なBtoCというふうな形での販売促進をしております。中食外食への販売促進というのは、福岡の食販売促進課を平成29年度に立ち上げて、その中で県産の食材を売り込んでいくということで、一般の消費者だけではなくて、例えばレストランであったり、食品を使っている加工会社といったところに対しての売り込みをしているところでございます。

あと八女茶の体験のお話がありました。今回、この白書の方で掲載させていただきましたものは、八女茶の入れ方を、実際に急須に入れて飲んでいただくという取り組みを実施させていただいたものがあります。こういった取り組みは、もちろんこれからも続けてまいりたいと考えておりますし、その他、農業体験ができるバスツアーなども県の方で実施をしておりますし、例えばお茶ですと実際にお茶を摘んでもらう、揉んでもらうという体験もしておりますし、田植えなども実際に体験していただくことをしております。これも引き続きやっていきたいと考えております。

それと3点目で、ブランド化でございますけれども、本県ではブランド化の推進に、3つの柱で実施をしております、1つは

- ・県独自品種の開発をすること。
- ・品質向上と生産拡大を図ること。
- ・認知度向上を図ること。

この3つの柱で県産農産物、農林水産物のブランド化を実施しております。

そのうち、ブランド化を達成できたか否かという指標といたしましては、市場シェアと、価格比、認知度、この三つの指標で判断をしております。特に認知度のお話が先ほど出てまいりましたけれども、例えばあまおうでございますと、主に毎年200人ほどの方々を選定いたしました、県政モニターの県政アンケートで、継続的に品目や県産の農産物をどれだけご存知かというのを確認いたしております。そ

ういった中で、あまおうとかは、ほぼ100%認知されてございます。先ほど例に挙げられたはかた地どりは、76%の方がご存知である、といった数字を掴んでおります。この数字をもって、ブランド化が達成されたものと我々考えておりました、今後ともこういうふうな品目をふやしていく取り組みを実施しているところでございます。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは次のご質問に対して、できれば簡潔にご対応お願いいたします。

(水田農業振興課)

水田農業振興課でございます。委員の方からご指摘・ご意見がありました、今後、水田でリタイアした農家の部分を、誰が継承するのかといったことが問題になってくるのでは、といったことに対しまして、現在国の方では、農業経営基盤強化促進法の改正により、今年の4月から地域計画というのを市町村や農業委員会で作成するようになっております。

この地域計画というのは、どの土地は誰が作るのかということを一筆ごとに地域で話し合い、現在からおおよそ10年後までの、将来にわたっての農業の担い手を明確化するもので、そういったものを策定しようということが法定化されております。

これにより、各市町村では、地域計画を策定する中で、現在の担い手から将来の担い手まで明確化していこうということで、話し合いが始まったところでございます。県としましては、市町村の中でも複数地域ありますが、地域の話し合いにしっかり参画しまして、この地域計画の策定を通じ、将来リタイアをした場合に誰が継承するのかというのをあらかじめ定めて、リタイアされた方の農地の継承が円滑に進むようにしていきたいと思っております。

また、農地を継承するためには手続きがありますので、地域計画ができましたら、農地中間管理事業によりまして、一括して手続きが行えるよう支援ができるかと思っております。担い手が規模拡大をしていく必要も出てきますので、県では県単事業の方で、担い手の農業機械の導入を支援しておりますので、これらの施策を活用していただきながら、農地の継承の方も支援していきたいと思っております。

(経営技術支援課)

経営技術支援課でございます。委員の方からご提言いただきました、今後のリタイアする農業者の方が増えてくる中で、なんらかのマニュアルのようなもの、というご発言をいただいております。これにつきましては、現在、集落営農法人や大規模経営等が、様々なパターンで地域の農地を担っていただいておりますけれども、今後はどのような形でその組織を運営していくのか、個別経営がどのように発展していくのかなどの手引きを、JA中央会担い手サポートセンターと県の方で検討しているところです。県におきましては、普及指導センターを中心に、また、JAグループにおきましては、TACやJAの営農指導員を中心に、各地域に入りまして、どのような担い手に、どのような形で、今後の地域農業の営農を担っていただくかを考える、1つの資料として取りまとめていくこととしております。

続きまして鳥獣の関係のお話がありました。鳥類の被害が多くなっているところで、銃が撃てる場所であれば、銃猟が効果的だとは言われておりますが、銃猟が使用できない場所では、国の交付金を使っていただきまして、追い払いやドローンを飛ばすなど、動物が慣れないように様々な方法を組み合わせながら追い払い、被害を軽減することが必要ではないかと考えております。これにつきましては、事業の実施主体になります市町村と県の方で連携をいたしまして、被害の実態、被害の農作物などを勘案しながら、被害防止にしっかりと努めてまいりたいと思っております。

最後に、イノシシの侵入防止柵につきましては、国の方の予算措置は変わらない状況でございます。下から入ることに対しましては、地面の下を補強するメニューが追加されておりますので、こちらの方につきましても、個別にしっかりとご説明させていただければと思っております。

(農村森林整備課)

農村森林整備課でございます。当課では圃場整備を担当しております。委員のお話の中で、農地が小規模で効率が悪い、というようなお話がありました。これには、地域での話し合いの中で、そういった農地を集めたり、排水条件を良くしようといった話し合いを通じて、将来担い手となる方にも移譲できるように、基盤整備関係を活用していただくよう、市町村・農林事務所等に、相談していただければと思っております。

(水田農業振興課)

補足ですけれども、大規模な基盤整備等とは別に、水田農業振興課の方でも畦畔除去といった簡易な大区画化事業を行っておりますので、ご希望の内容に沿いまして、各課で実施しております事業を使用していただければと思います。随時、ご相談には乗っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(会長)

はい、それでは他にご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事の1つ目についてはですね、ご意見等ほかにないようでございますので、次の2つ目の議事に移ってまいりたいと思います。2つ目、「令和5年梅雨前線豪雨による農林水産業の被害と復旧・復興に向けた県の取り組み」ということでございます。お願いします。

(事務局から資料2を説明)

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問なりご意見、ございましたらお願いいたします。特段ございませんでしょうか。どうぞ。

(委員)

ご報告ありがとうございます。農業も林業も、大変な被害を受けたことがわかりました。被害額は、農業の場合、金額が高いのは被害箇所数が多い農地・水路で、森林・林業の場合は、林道以外の被害金額が高いですけれども、箇所数でいうと林道の方が高くなっています。

それで私自身、平成29年の九州北部豪雨の被災地である朝倉に支援に入って、そこで住民の方々からいろいろお話を伺っていると、道路被害がきちんと復興されないと、森林・林業、農業の復旧が後回しになるので、査定に乗らなかった、そういった声がかかなりあったと伺っております。災害査定を受けるためには、県の中では発災後に何週間、何か月後までに災害査定しないといけないと思うんですけれども、今年度の災害被害金額に、或いは箇所数に含まれないような災害があるのか、そしてそれを県独自で何か手当される、そういった激甚災害以外の災害があるのでしょうか。朝倉の場合は、林道被害を査定されたところも、実はまだ全然手がつけられてないところがあるっていうようなお話をよく聞きいておりますので。

(農村森林整備課)

農村森林整備課でございます。平成29年の九州北部豪雨災害の時、報道でもありましたが、朝倉市の方で申請されなかった被災箇所があるということで、そういったものに批判がありました。それを踏まえまして、県の方でも農林事務所にドローンを2基設置いたしまして、そういった道路がなくても調査できるような体制を構築しております。

今回の豪雨災害については、そういった取り残しがないように、県職員も市町村と一緒に現場を回り、こまめに調査をして、被害報告を挙げております。そのため、取り残されたところはないと考えております。

(会長)

はい、対応がしっかりできているという回答でございました。ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段、発言等ないようですので、議事の2について終了したいと思います。本日用意をしておりました議事は、以上2点でございます。全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(企画監)

会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。本日は長時間にわたり熱心なご議論いただき、また、貴重なご意見を頂戴いたしましたことを、重ねて感謝申し上げます。

本日はいただいた意見を参考にいたしまして、私ども今後の農林水産行政を、進めてまいりたいと考えております。それでは本日の審議会、これで終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。